

高岡市民病院循環器内科医療機器立会いアドバイザー業務委託に係る 診療材料納入条件

1 対象となる診療材料

高岡市民病院（以下、本院という。）循環器内科において使用する診療材料一式。

2 納入期限

発注を受けてから、原則として3日以内に納入すること。なお、緊急の場合は至急の納品を要することがあるので、留意すること。

天変地異その他の不可抗力により、物品を納入期限までに納入できないときは、本院に対し遅滞なくその理由を明らかにした書面を提出し、納入期限の延長を求めることができる。

また、本院は、前項の申請があったときは、その事由を審査し、正当と認めるときは、納入者と協議のうえ、納入期限の延長日数を定める。

3 納入場所

本院内の指定する場所

4 支払方法

本院の SPD 部門を契約により受託する事業者による支払い代行業務が可能なこと。

なお、委託期間内に SPD 受託事業者が変更となった場合には、支払方法を見直すことがある。

5 その他納入にかかる要件

(1) 長期にわたる休日等にかかる取り扱い

年末年始など長期にわたる休日等においては、可能な限り本院の要望に対応すること。

(2) 中間検査

・納入する物品の品質等に関し、本院が必要と認めるときは、引き渡しの前に本院の検査を受けなければならない。

・本院は、必要があると認めるときは、納入された物品を分解し、破壊し、又は試験することができる。

・本プロポーザルによって特定された納入事業者（以下、納入者という。）は、本院の実施する中間検査に立ち会わなければならない。

・納入者は、検査の期日までに、当該検査にかかる準備を完了しなければならない。

・検査に直接必要な費用（物品は孫登による損失を含む。）は納入者の負担とする。ただし、検査員の故意又は過失によるものについては、この限りではない。

(3) 受領検査

- ・物品を納入しようとするときは、納品書を持参し、物品を一括して SPD 受託事業者に引き渡し、検査を受けなければならない。
- ・本院は、引き渡しを受けた日から 10 日以内に検査を行うこととする。
- ・ただし、緊急の施術等に対処する場合であって、材料を直接診療科に納入せざるを得ない場合についてはこの限りでない。

(4) 検査における不合格等

- ・検査の結果、不合格と判断されたときは、納入者は、自身の費用をもって遅滞なくこれを引き取り、代品の納入、補修等の処置をしなければならない。
- ・納入者が本院の請求にかかわらず、不合格と判定された物品を納入場所から引き取らない場合には、本院及び SPD 受託事業者は当該物品の保管の責任を負わない。
- ・検査の結果、当該物品に軽微な瑕疵はあるものの、使用上支障がないと認められ、期限その他の条件から代品の納入、補修等が困難と認められるときは、契約単価から相当額を値引きして採用することがある。値引き金額は、本院と納入者との協議において定める。

(5) 個人情報の保護

- ・納入者は、本プロポーザルに基づく物品の供給にあたり個人情報を取り扱う場合には、別添「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(6) 所有権移転前の契約物品に対する損害負担

- ・所有権移転前に生じた物品の滅失、損傷、その他一切の損害は、本院の責に期すべきものを除き、納入者の負担とする。

(7) 瑕疵担保責任

- ・本院は、仕様書等で別段の定めをした場合を除き、納入者から物品の引き渡しがあった後、その隠れたる瑕疵について、生じた損害に対する損害賠償を請求することができる。

(8) その他

- ・本院の求めに応じ、新規材料の使用等に伴う症例への立ち会いを実施する場合には、本院担当者との連絡、連携を密に行い、遅滞なく実施場所への物品納入を行うこと。
- ・緊急時や災害時を含む非常時においても、本院の求めに応じ、供給継続が可能となる体制を維持していること。